

居宅介護支援事業所掬水重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

社会福祉法人平成会が開設する居宅介護支援事業所掬水（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、密接な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- ①事業所のケアマネジャーは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な医療保険サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ②事業者のケアマネジャー等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
- ③事業の実施にあたっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設等との連携に努めるものとします。
- ④国が定めた法を遵守し、厚生省令第38号、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準の諸規定に従い、その業務を遂行します。
- ⑤利用者にはケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者を紹介いたします。
- ⑥当該事業者をケアプランに位置付けた理由を説明致します。
- ⑦利用者が医療機関に入院した場合、ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提出して頂き、在宅への復帰をスムーズに行うお手伝いをしていきます。

2. 事業所の内容

(1) 事業所運営法人

法人名	社会福祉法人 平成会		
法人所在地	長野県塩尻市宗賀 1298 番地 92		
代表者職氏名	理事長 小松 瑞樹		
電話番号	0263-51-6610	FAX 番号	0263-53-5828

(2) 事業所概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所 掬水		
事業所の種類	居宅介護支援事業 長野県知事指定 第 2070600925 号		
事業所の所在地	長野県諏訪市豊田 8 3 7 - 1		
電話番号	0266-58-3232	FAX 番号	0266-58-3202
管理者氏名	山田 紀子		
通常の実施地域	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町		
営業日	月曜日～金曜日（但し、特に定める日を休日とすることがある。）		

受付時間	午前8時30分より午後5時30分まで
------	--------------------

(3) 事業所の従業者体制

区分	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	—	管理業務及び 居宅介護支援業務	1名
ケアマネジャー	1名	1名以上	居宅介護支援業務	1名以上

3. 当事業所が提供するサービス

(1) 指定居宅介護支援の提供

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者、医療機関等との連絡・調整
- ③サービス実施状況の把握・評価
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦介護保険施設への紹介
- ⑧相談業務

(2) 要介護認定調査

- ・指定居宅介護支援の業務とは別に、保険者から委託を受けた要介護認定申請の方の要介護認定調査を行います。

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援

(i) 〈取扱い件数が45件未満〉

要介護1・2 10,860 円/月 要介護3・4・5 14,110 円/月

(ii) 〈取扱い件数が45件以上60件未満〉

要介護1・2 5,440 円/月 要介護3・4・5 7,040 円/月

(iii) 〈取扱い件数が60件以上〉

要介護1・2 3,260 円/月 要介護3・4・5 4,220 円/月

初回加算 3,000 円/月

入院時情報連携加算 (I) 2,500 円/月 (II) 2,000 円/月

退院・退所加算 連携1回 カンファレンス参加なし 4,500 円/月

カンファレンス参加あり 6,000 円/月

連携2回 カンファレンス参加なし 6,000 円/月

カンファレンス参加あり 7,500 円/月

連携3回 カンファレンス参加あり 9,000 円/月

通院時情報連携加算 500 円/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円 (1月に2回を限度とする)

ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円/月

※要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき要介護度に応じて上記の料金を頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

(i) 通常の事業実施地域 無料

(ii) 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、通常の事業実施地域を超えた時点から要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は1 km毎に20 円をいただきます。

(iii) 解約料 無料

5. 利用料金の支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月5日までに前月分の請求を致しますので、15日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行致します。お支払い方法は、銀行振込、現金集金のいずれかと致します。

6. 居宅サービス計画作成について

事業所では以下の事項を介護支援専門員等に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- ③居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ④利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑤提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑦介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定相談支援事業所との連携に努めます。
- ⑧通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑨その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

7. サービス利用にあたっての留意事項

- ①従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ②介護支援専門員の担当、交替等について

- ・サービス提供時に、事業者が担当の介護支援専門員を決定します。
- ・事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。交替する場合は、利用者に対してサービス利用錠の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- ・利用者及び家族が選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者及び家族から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。営業時間以外の緊急時の連絡先等は以下の通りです。

居宅介護支援事業所掬水	0 2 6 6 - 5 8 - 3 2 3 2 ※老健掬水兼用
対応時間	電話は職員に繋がりますので常時連絡は可能です。職員から担当介護支援専門員に連絡を取り必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応、損害賠償について

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

10. 個人情報の取扱いについて

別記【個人情報の取扱いについて】のとおり

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	社会福祉法人平成会 理事長 小松 瑞樹
-------------	---------------------

②成年後見制度の利用を支援します。

③従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

12. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 3. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ①前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ②前 6 ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

1 4. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所（掬水）	電話 0 2 6 6 - 5 8 - 3 2 3 2 FAX 0 2 6 6 - 5 8 - 3 2 0 2
法人（平成会）	電話 0 2 6 3 - 5 1 - 6 6 1 0 FAX 0 2 6 3 - 5 3 - 5 8 2 8
受付時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

諏訪市	高齢者福祉課	介護保険係	電話 0266-52-4141 FAX 0266-53-6073
岡谷市	介護福祉課	介護保険担当	電話 0266-23-4811 FAX 0266-21-1101
茅野市	地域福祉部高齢者・保険課		電話 0266-72-2101 FAX 0266-73-0391
		介護保険係	
下諏訪町	健康福祉課	介護保険係	電話 0266-27-1111 FAX 0266-27-1676
諏訪広域連合	介護保険課		電話 0266-82-8161 FAX 0266-71-2071

令和 年 月 日

事業者は、利用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人平成会 居宅介護支援事業所 掬水

担当者 職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、サービス提供開始に際し、事業所より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意しました。

利用者

住 所

氏 名 印

代理人及び家族代表者

住 所

氏 名 印

(利用者との続柄)